

彩の国ビジュアルプラザ特定駐車場管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政財産の使用料に関する条例（昭和39年埼玉県条例第17号）に定めるもののほか、彩の国ビジュアルプラザ特定駐車場（彩の国ビジュアルプラザ条例（平成14年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。））に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）のうち、条例第7条に規定する指定駐車場（以下「指定駐車場」という。）を除き、月単位で使用を認める区画をいう。以下「特定駐車場」という。）の管理、使用その他必要な事項について定める。

(駐車場の使用)

第2条 駐車場（指定駐車場を除く。）を月単位で使用しようとする者は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 前項の場合において、二段式駐車場は、上下二段一基で二台までとし、一台の場合は下段を使用するものとする。その他の駐車場は一台で一区画を使用するものとする。

(使用許可期間)

第3条 前条第1項の使用許可の期間は許可日から許可日の属する年度の3月31日までとする。ただし、更新することを妨げない。

(使用許可申請)

第4条 第2条第1項の使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書（様式第1号）に必要とする書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは別表の許可基準により審査を行い、他の駐車場の利用に支障がないと認めるときは、使用許可をすることができる。

2 知事は、前項の使用許可をしたときは、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に行政財産使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(変更許可申請等)

第6条 使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じたときは、速やかに行政財産使用変更許可申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。ただし、使用許可を受けた事項以外の軽易な事項に係る変更の場合には、記載事項等変更届（様式第5号）を提出するものとする。

2 知事は、前項の使用変更許可をしたときは、使用者に行政財産使用変更許可書（様式第4号）を交付するものとする。

(使用料)

第7条 特定駐車場の使用料は、行政財産の使用料に関する条例に基づき算出した金額とする。ただし、減額の申請があった場合には、一区画につき月額10,400円（二段式の下段のみの使用を含む。）、二段式の一基（上段及び下段を使用）につき月額16,700円とすることができる。

2 使用を許可した期間の初日が月の初日でないとき又は当該期間の末日が月の末日でないときにおける当該月の使用料は、日割り計算によって得た額とする。この場合において、その額に十円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てる。

(使用許可の取消)

第8条 知事は、次の各号に該当する場合には、使用許可を取り消すことができる。

- 一 使用財産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- 二 使用者に使用許可の条件に違反する行為があると認めるとき。

- 三 使用者に使用許可の申請に当たり不正な行為があったと認めるとき。
 - 四 駐車場の管理上不適切と判断される行為を使用者が行ったとき。
 - 五 使用者が別表許可基準第1に定める者でなくなったとき。
 - 六 その他使用許可の取消について合理的な理由があると認めるとき。
- 2 知事は、前項の取り消しをしたときは、使用者に行政財産使用許可取消通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（使用料の納入）

第9条 使用者は、第7条の使用料を、四半期ごとに納入通知書により納入しなければならない。

（使用料の還付）

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、第8条第一号及び第五号に該当する場合で、使用者の責めに帰さない理由により使用許可を取り消されたときは、当該取消日以降の使用料を還付する。当該取消日が月の初日でないときは、当該月額使用料は、日割り計算によって得た額とする。この場合において、その額に十円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てる。

（使用者の責務）

第11条 使用者は、善良な管理者の注意をもって特定駐車場を使用しなければならない。

（必要な措置）

第12条 知事は、特定駐車場の管理上必要と認める場合には、使用者に対して必要な措置を求めることができる。

（免責）

第13条 県は、使用者の特定駐車場の使用に当たって車両等に損害が生じた場合には、その責めを負わない。

（定めのない事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか、特定駐車場の管理に関して必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年3月16日から施行する。
- 2 彩の国ビジュアルプラザ指定駐車場管理運営要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

別表
許可基準

項 目	基 準
第1 申請者	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 SKIPシティで事業を営む者、又はその事業に従事する者。 二 川口市又は日本放送協会が実施するSKIPシティの発展に資する事業に係る事業者（川口市又は日本放送協会から使用許可について書面による依頼がある事業者に限る。） 三 その他彩の国ビジュアルプラザの業務の遂行上、知事が駐車場（指定駐車場を除く。）の利用を必要と特に認める者
第2 駐車する車両	<p>次のすべてに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 全長が5,050mm以下の車両 二 全幅が1,850mm以下の車両 三 全高について、二段式駐車場の上段は1,550mm以下、下段は2,000mm以下、その他の駐車場は2,100mm以下の車両 四 車重が上段は1,800kg以下の車両
第3 使用許可の順位	<p>使用許可をすることができる順位は、次のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 インキュベートオフィスで事業を営む者、又はその事業に従事する者 二 インキュベートオフィス退室後、引き続きインキュベートオフィス以外の場所の県映像関連施設棟で事業を営む者、又はその事業に従事する者 三 一及び二に定める者以外で県映像関連施設棟で事業を営む者（商業施設入居者を除く。）、又はその事業に従事する者 四 県映像関連施設棟の商業施設に入居し事業を営む者、又はその事業に従事する者 五 前四号以外の第1第一号に該当する者 六 第1第二号に該当する者 七 上記以外の者

備考 SKIPシティとは、中小企業の振興、映像関連産業の導入・集積及び国際競争力を備えた人材育成などを目的に、埼玉県、川口市及び日本放送協会の三者が連携し、整備している川口市上青木三丁目地内他の新産業拠点をいう。